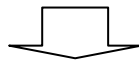


事務仕分けに当たっての論点（共通課題）

1．本府省の企画立案機能の取り扱いについて

出先機関を廃止してその事務・権限を地方に移管するだけでは、企画立案機能は本府省に留保され、結局地方は執行だけを担うことにならないか。

- ex1) 国道の整備計画の決定権が国に留保されると地方は整備事業の単なる実施主体になってしまうのではないか。
- ex2) 職業紹介に関する事務が地方に移管されても、国全体としての雇用対策の実施責任は国に引き続き残るのではないか。



出先機関の原則廃止に伴って移管される事務・権限については、本府省の企画立案機能の移管を求めていくのが基本。

ただし、国全体として総合性・統一性を要するような事務に係る本府省の企画立案機能の在り方については別途、議論する。

2．移管を受ける事務の自治事務化について

移管される事務の位置づけを「法定受託事務」とすると、引き続き国の強い関与を残すことにはならないか。

ex) 農地転用許可

- ・ 2～4 ha の農地は都道府県の法定受託事務であり、許可基準は政省令で定められている。また大臣協議など国の関与は代わらないのではないか。
- ・ 4 ha 超は大臣許可であるので、移管される事務は本省への進達のみになるのではないかである。
(なお現在は省令で地方農政局長に権限が委任されている。)



当面は出先機関事務の移管の実現に重点化し、事務の位置づけの見直しについては出先機関廃止後の課題として整理する。